

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

税務課

< 還付加算金等の割合の引下げ >

1 改正前の制度の概要と改正の内容

国税における見直しと同様に、地方税の還付加算金等について、市中金利の実勢を踏まえ、その割合の引下げが行われています。延滞金については、遅延利息としての性格や滞納を防止する機能、回収リスクの観点から、その水準が維持されています。ただし、納税の猶予等の場合・納期限の延長の場合については、国税の延滞税・利子税と同様に割合の引下げが行われています(地法附則3の2、3の2の2)。

項目	内容	特例(地方税法附則第3条の2)	令和2年中	見直し	令和3年中
還付加算金	地方団体から納税者への還付金に付される利息	特例基準割合(平均貸付割合 + 1%)	年 1.6%	還付加算金特例基準割合(平均貸付割合 + 0.5%)	年 1.0%
延滞金	法定納期限を徒過し履行遅滞となった場合に遅延利息として課されるもの	特例基準割合(平均貸付割合 + 1%) + 7.3%(早期納付を促す)	年 8.9%	(名称を「延滞金特例基準割合」に変更)	年 8.8%
	1カ月以内等	早期納付を促す観点から低い利率	年 2.6%	(名称を「延滞金特例基準割合」に変更)	年 2.5%
	徴収の猶予等	事業廃止等、納税者の納付能力の減退といった状態に配慮し、軽減	年 1.6%	猶予特例基準割合(平均貸付割合 + 0.5%)	年 1.0%
納期限の延長	法人住民税及び法人事業税について納期限の延長があった場合に課されるもの	特例基準割合(平均貸付割合 + 1%)	年 1.6%	平均貸付割合 + 0.5%	年 1.0%

「平均貸付割合」は、各年の前々年の9月から前年の8月まで(現行：前々年の10月から前年の9月まで)の各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日まで(現行：12月15日まで)に財務大臣が告示する割合(R2.11.30、0.5%)。

なお、新たに用語の見直しが行われているが、その定義は次のとおりとなっています。

(1) 延滞金特例基準割合

平均貸付割合(各年の前々年の9月から前年の8月まで(改正前：前々年の10月から前年の9月まで)の各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日(改正前：12月15日)までに財務大臣が告示する割合をいう。以下同じ)に年1%を加算した割合をいいます(地法附則3の2、租税特別措置法93)。

(2) 猶予特例基準割合

平均貸付割合に年 0.5% (改正前：年 1%) を加算した割合をいいます (地法附則 3 の 2)。

(3) 還付加算金特例基準割合

平均貸付割合に年 0.5% (改正前：年 1.0%) の割合を加算した割合をいう (地法附則 3 の 2)。

2 適用時期令和 3 年 1 月 1 日以後の期間に対応する延滞金及び還付加算金について適用されます (改正地法附則 2 二、3)。